◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２４４号（H26. 4. 18）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝７件（４月１１日～４月１７日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）個人タクシーの死亡事故
（５）タクシーと乗用車が衝突し横転した事故
（６）タクシーと乗用車が衝突した事故
（７）大型トラックと軽トラックが衝突した事故

２．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
３．平成２６年ＧＷ期における高速バスの全国一斉点検を実施します！
４．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
６．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
８．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
９．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
◇◇◇

供が飛び出してきたため運転手が急ブレーキを掛けたため乗客１名が転倒した。
これにより当該バスの乗客１名が左大腿部骨折の重傷を負った。

（２）乗合バスの車内事故２
４月１２日（土）午後１時０３分頃、静岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが停留所に停車したところ、停車の反動により立ち上がろうとした女性が転倒した。
この事故により、転倒した女性が左大腿骨折の重傷を負った。

（３）乗合バスの車内事故３
４月１２日（土）午後１時３５分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスがバス停で乗客を乗せて発車したところ、その動揺により当該バス停で乗車した男性が転倒した。
この事故により、転倒した男性が左上腕骨折の重傷を負った。
事故当時、運転手は室内鏡による確認の際、他の乗客の陰となり確認できないまま発進したため、座席に座ろうとしていた乗客が転倒したもの。

（４）個人タクシーの死亡事故
４月１３日（日）午前４時頃、神奈川県において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車にて走行中、道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
当該運転手は逃走した疑いが持たれており、ひき逃げの疑いで逮捕された。

（５）タクシーと乗用車が衝突し横転した事故
４月１３日（日）午後７時２５分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが空車で運行中、信号待ちをしていた対向車線の乗用車と正面衝突し、当該乗用車は、後に止まっていた車両に衝突した。
この事故により、当該タクシーは横転し、当該乗用車の乗員が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーは当該交差点を右折しようとしたところ、咳き込み集中力が薄れ、気付いた時には乗用車に衝突し横転した模様。

（６）タクシーと乗用車が衝突した事故
４月１５日（火）午後０時２５分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、当該交差点を直進進入したところ、当該タクシーの左側より進行してきた乗用車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が、首の骨を折る重傷、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の運転手は軽傷。

事故当時の状況については、現在調査中。

（７）大型トラックと軽トラックが衝突した事故
４月１４日（月）午後９時４０分頃、富山県において、群馬県に営業所を置く大型トラックが走行中、対向車線から飛び出してきた軽トラックと正面衝突した。
この事故により、当該軽トラックに乗車していた２名が死亡した。
事故当時、当該軽トラックは交差点において右折待ちをしていたところ、後続の乗用車に追突され対向車線に押し出され、当該トラックと正面衝突した模様。

◇◇◇

大されました！】

平成２５年４月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に
基づき、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

トラックの死亡事故については、過去に大型トラックの左折事故が社会問題となり左折巻き込み防止装置対策などの車両安全対策が施されてきましたが、今般、関東運輸局管内における平成２４年に発生した事業用自動車の事故状況について分析を行ったところ、依然として大型トラックが左折時に自転車や歩行者を巻き込む死亡事故が多数発生していることが判明しました。
当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。
このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf

◇◇◇

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19 年 6 月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24 時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆